



さい

謹賀新年

佐井村の人口 11月30日現在

男	1,346	(-4)
女	1,314	(-4)
計	2,660	(-8)
世帯数	1,050	(±0)
		()内は前月比

写真提供者：田中徳助さん（福浦）
「縫道石山から昇る朝日」

敬 頌 新 禧

し平和な年でありますようにし

年頭のあいさつ

佐井村長 太田 健一

明けましておめでとうございます。

みなさまには、健康で希望に満ちた初春をお迎えのことと心から御喜び申し上げます。

日本経済は、世界経済の着実な回復が続く中、民間企業においては、雇用・設備・債務の三つの過剰が解消され、企業収益が改善するとともに設備投資が増加するなどの好調さを維持しており、これが家計部門へ波及する中で個人消費が持ち直している状況であり、原油価格の高騰や株価下落等を背景とした円高基調などの動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があります。今後も国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれております。

しかし、当村のように大企業が所在しない地方においては、今ひとつ、都市部のような景気回復を実感できないのが実情であり、これが昨今言われている都市と地方の経済格差の一例であると思われれます。

このような都市と地方の経済格差が増す中においても国の平成二十年度予算の基本的な考えは、経済財政改革二〇〇七にのっとり、揺るぎない歳出改革を進めることを打ち出しており、依然として地方自治体を取り巻く環境の厳しさに変わりはありません。

一方、戦後の日本社会は人々の意識から価値観まで、あらゆる分野において、経済や人口規模が「拡大」や「成長」することを前提に構築されてきており、昨



今の経済の低成長、少子高齢・人口減少社会に移行する中で、未だに拡大・成長の既成概念から脱却できずに思うような行財政改革、更には財政運営ができず国・地方とも今、その苦しみに遭遇しているかのよう

に思っております。

民間企業がバブル崩壊後の十年間を「市場縮小の時代」「マイナス成長の時代」と位置付け厳しい社会経済環境においても顧客の支持が得られるよう自己改革を実践し、今日も国内民間需要に支えられた景気回復が実現されたことは言うまでもありません。

同じ社会経済環境にある我が佐井村も、労働力人口の減少に伴う中長期的な財政構造の悪化、介護保険に代表される福祉関連経費の増大、行政需要の拡大や質的变化に伴う事務量の増加といった外部環境の変化を的確に捉え、時代の変化に即した行財政構造の改革を一層推進し、全国に「佐井モデル」と言われるような行財政システムを確立していく必要性を感じております。

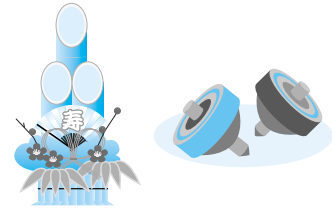
時代環境が及ぼす影響は地方分権においても例外ではなく、地方分権推進の目的は「与えられる自治」から「創造する自治」への転換であり、そのため当村では昨年、今後のむらづくりの指針となる「佐井村むらづくり基本条例」を制定したのは周知のとおりであり

ます。さらに、これからの行財政運営においては、これまで以上に「自己選択」「自己決定」が重視されていくこととなり、当村としても財政の健全化を進めるため、新しい法制の時代を迎えたことを念頭に置き、直ちに財政運営を点検し、問題があれば改善に取り組んでいく必要があります。このような状況下において、平成二十年度の予算編成は、住民のために「どのような予算措置をしたか」ということに終始するのはなく「どのような事務事業の見直しを行い、創意工夫をこらしたか」、「財源手段をどこに求めたか」を明確にし、それに伴う説明責任を十分に果たせることを念頭に取り組んでいく所存であります。

また、村の将来を展望したとき、町村合併は重要課題のひとつであり、村民みなさまの幅広い意見を拝聴し取り組んでいかなければならないと考えております。

新年は、いよいよ「佐井村むらづくり基本条例」を実践していく年となります。厳しい財政運営を強いられる中であっても、心豊かで安心して暮らせるむらづくりのため渾身努力をいたしますので、村民のみなさまの御支援と御協力をお願い申し上げますとともに、この一年がみなさまにとって最良の年でありますことを祈念いたしまして新年のごあいさついたします。

2008年の抱負



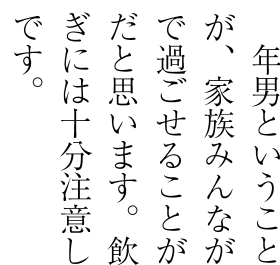
池田正樹さん
S47年生(長後)

健康第一、仕事に励む！
最近娘に嫌われがちなので、今年はお父さんの偉大さを教えたいと思います。



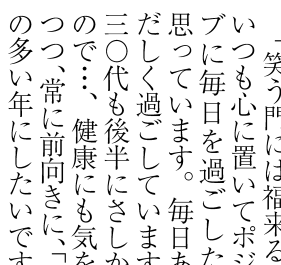
福田都さん
S47年生(磯谷)

昨年は、家族も増え、賑やかな年でした。今年も笑いのある楽しい年でありませうように願っています。



木下貴人さん
S47年生(糠森)

年男ということですが、家族みんなが健康で過ごせることが一番だと思います。飲み過ぎには十分注意したいと思います。



奥本美根子さん
S47年生(大佐井)

「笑う門には福来る！」をいつも心に置いてポジティブに毎日を過ごしたいと思っています。毎日あわただしく過ごしていますが、三〇代も後半にさしかかるので、健康にも気をつけつつ、常に前向きに、「笑い」の多い年にしたいと思います。



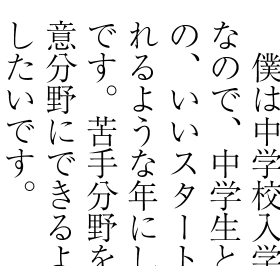
坂井健人さん
S59年生(牛滝)

今年は、健康に気をつけて、大漁したいと思います。



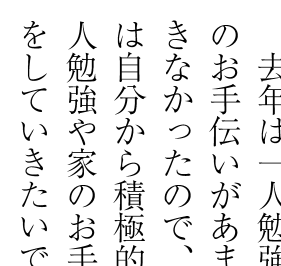
新田敏幸さん
S59年生(磯谷)

何事も努力し、去年以上に良い一年にしたい。



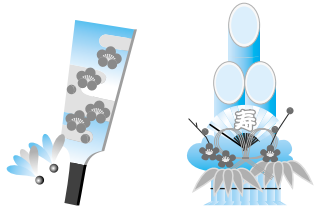
石塚了崇さん
H8年生(古佐井)

僕は中学校入学の年なので、中学生としての、いいスタートをきるような年にしたいと思います。苦手分野を、得意分野にできるようにしたいと思います。



東出桃子さん
H8年生(古佐井)

去年は一人勉強や家のお手伝いがあまりできなかったのですが、今年は自分から積極的に一人勉強や家のお手伝いをしていきたいです。



年男・年女が語る



松村 きなさん
M45年生(原田)

自分の足で歩き続けられるよう毎日散歩を続けていきます。
また家族と一緒に大好きな温泉に行きたいと思っています。



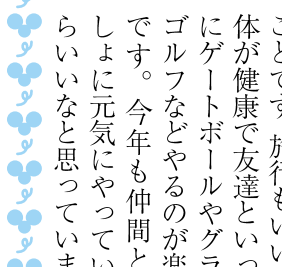
田中 徳助さん
S11年生(福浦)

今年もサル調査を頑張りたいと思います。
また、体に気をつけて元気な一年になればいいと思います。



渋谷 あひさん
S11年生(黒岩)

佐井に生まれてよかったですと思っています。今は、ばらいる学級が楽しみです。来年は、一日一日が健康であればよいと思っています。



田名部 榮子さん
S11年生(古佐井)

自分で楽しみを見つけてことです。旅行もいいです。体が健康で友達といっしょにゲートボールやグラウンドゴルフなどやるのが楽しみです。今年も仲間といっしょに元気にやっています。いいなと思っています。



松林 邦美さん
S23年生(古佐井)

これからも健康に気をつけ、趣味(旅行、読書、コンサート等)を楽しみたいと思います。



葛野 一彦さん
S35年生(中道)

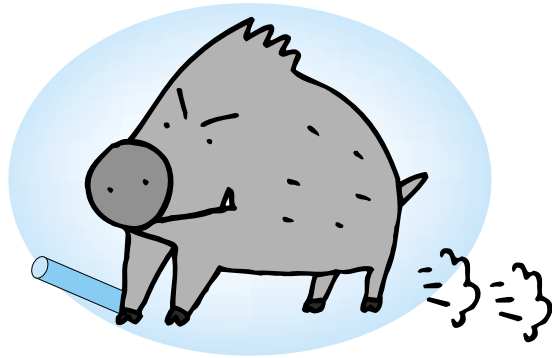
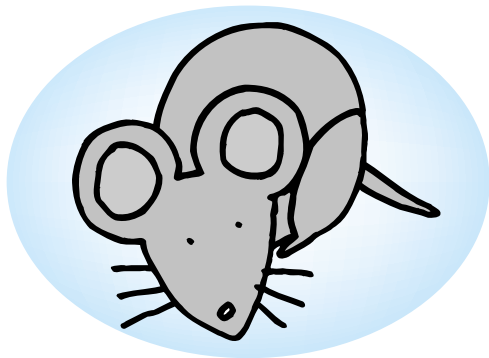
二〇〇八年、佐井中学校で行われる東北大会、成功させなきやなあ!



小笠原 浩子さん
S35年生(大佐井)

健康面、不安がよぎる年代真只中。一に健康、二に健康……。あとは笑顔で、シワは無視。





3月
 3日 婦人のつどい
 その他 各学校卒業式・修了式
ヤリイカ漁豊漁
 佐井村浄化センター完成



4月
 1日 下水道供用開始(大佐井・矢越地区)
 8日 青森県議会議員選挙
 22日 佐井村議会議員選挙
27日 三上剛太郎看板除幕式
 その他 各学校入学式



7月
 1日 むらづくり基本条例施行
20日 海の日
 22~24日 県中体連夏季大会出場(野球・陸上・卓球)
 29日 参議院議員選挙



8月
13日 子ども会合同ねぶた
 15日 成人式・夏祭り・矢越八幡宮
 祭典・牛滝神明宮祭典
 その他 仏ヶ浦ライトアップ



11月
3日 おさかな祭り
 14~16日
 一般住民浜岡原発視察研修会
 25日 佐井中学校吹奏楽部定期演奏会



12月
 6日 交通死亡事故ゼロ10年達成
9日 アルサスイルミネーション点灯式
 15日 おこもり
 その他 第1分団消防機械器具格納庫完成



2007年を振り返る

※太字は写真の行事です。

1月

7日 消防団出初式
15日 おこもり



2月

4日 第22回むつ・下北地区子ども
会郷土芸能発表会
17日 福浦の歌舞伎“冬の段”
その他 磯谷手踊り勢ぞろい



5月

3～4日 薬師様祭典
7日 **消防団定期観閲式**
その他 各学校運動会・体育祭



6月

9～10日 ウニまつり
25日 **植樹祭**
30日 第14回むつ下北地区小学校陸
上競技大会



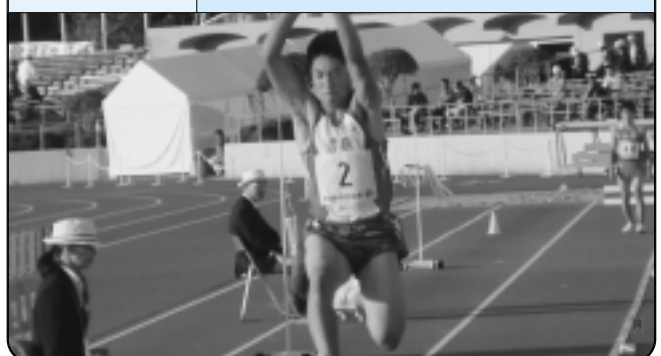
9月

2日 第15回青森県民駅伝大会
14～16日 箭根森八幡宮例大祭
30日 **防災訓練**



10月

5～9日 **第62回国民体育大会(船越準斗君出場)**
7日 町内会対抗ソフトボール大会
その他 各学校文化祭・発表会
佐井中学校創立60周年



佐井村むらづくり基本条例解説(その五)

「第七章 むらづくり計画策定」、「第八章 情報」

先月号まで条例全般から第六章までお知らせしてきましたが、今回は、「第七章 むらづくり計画策定」と「第八章 情報」です。

第七章 むらづくり計画策定

(総合計画等の策定)

第十八条 村は、計画的な村政運営を図るため、基本構想、基本計画(以下「総合計画」という。)及び実施計画をむらづくりの基本原則に基づき策定する。

2 前項で定めた実施計画は毎年度見直しを行い、その進行管理に努める。

◆第十八条は、総合計画等の策定を定めています。

【考え方】

○総合的、計画的に村政を進めるための総合計画は、むらづくりの基本原則(第四条むらづくりの基本理念、第五条むらづくりの基本目標、第六条情報共有の原則、第七条協働の原則)により策定する考え方から定めています。

【趣旨】

○**第一項** 地方自治法に総合計画の基本構想については、議会の議決を経て策定することが義務づけられています。基本計画及び実施計画については議会の議決は定められていませんが、基本構想を具体化するものですので、むらづくりの基本原則にのっとり策定するものとしています。

【第二項】

○総合計画策定時に策定する実施計画は長期的な期間で策定することから、社会経済情勢を的確

に把握し反映させるため、毎年度見直しを行うこととしています。

【用語の補足説明】

○「総合計画」：政策の優位性や統合性、効率性、計画性を高め、行政の公平性を確保するために、村が策定する村政運営の方向を示す全体計画をいいます。

○このような計画行政を支える計画は、一般に基本構想、基本計画及び実施計画により構成されます。

(計画策定への参画)

第十九条 村は、総合計画に定める重要な計画策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (一) 計画の概要
- (二) 計画策定の日程
- (三) 予定する住民参加の手法
- (四) その他必要とされる事項

2 村は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 村は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

◆第十九条は、計画策定への住民の参画を定めています。

【考え方】

○総合計画の策定過程に村民の参加機会を確保し、その意向を踏まえた計画を策定するとの考えから定めています。

【趣旨】

第一項

○総合計画に定める重要な計画策定に着手するときは、あらかじめ計画の概要等を公表し、住民に意見を述べる機会を与えることとしています。

第二項

○計画を決定しようとする際のパブリック・コメントの手法運営を定めています。

第三項

○住民から出された意見について、どのように取り扱われたのか、その結果と理由を公表することを定めています。

【用語の補足説明】

○「パブリック・コメント」：計画案や関係資料を公表し、広く住民の意見を聞く機会を与える手法をいいます。

第八章 情報

(情報共有の推進)

第二十条 村は、むらづくりに関する情報は住民共有の財産であるとの認識に立ち、情報公開に努めなければならない。

◆第二十条は、情報共有の推進を定めています。

【考え方】

○村民が自ら考え、行動するためには、村に関するさまざまな情報やむらづくりに対する考え方が村民に十分に提供され、説明されていなければならないとの考え方を示すものです。

【趣旨】

○むらづくりの基本原則を実現するには、住民と村とが村政に関する情報を保有し、及び活用することが大切であることから情報共有の推進を定めています。

【用語の補足説明】

○「情報共有」：村に関するさまざまな情報について、必要なときにその情報入手できる状態であるとともに、村民相互の情報発信も含まれます。

【意思決定の明確化】

第二十一条 村は、むらづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、むらづくりの内容が住民に理解されるよう努めなければならない。

◆第二十一条は、意思決定の明確化を定めています。

【考え方】

○情報共有の推進を具体的に規定したものであり、行政の透明性の確保を恒常的な姿にするとの考え方を示すものです。

【趣旨】

○村は、政策意志の決定にあたって、これらの経過を村民に説明する責務（＝説明責任）があり、その情報を積極的に公表し、説明等に努めることを定めています。

【用語の補足説明】

○「意思形成過程」：地方自治法第百四十七条「長の統轄代表権」及び同法第百四十七条「事務の管理及び執行権」に基づき、村長が政策意志を決定するに至る過程をいいます。

【情報共有のための制度】

第二十二条 村は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (一) 村の仕事に関する村の情報进行を分かりやすく提供する制度
- (二) 村の仕事に関する村の会議を公開する制度
- (三) 村の保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (四) 住民の意見、提言等がむらづくりに反映される制度

◆第二十二条は、村民と村とがむらづくりに関する情報をお互いに保有し活用する情報共有のための制度を定めています。

【考え方】

○むらづくりの原点は、そこに暮らす村民が同じ情報を共有することで、初めて対等な議論することにあると考えられることから、必要な情報を入手できる権利を有すると定め、情報共有の仕組みを保障しています。

【趣旨】

○情報共有を進めるための諸制度を定めています。各号は、情報公開条例をその根拠として、具体的に以下の諸制度として運用します。

- (一) ↓ 予算書、広報誌、ホームページなど
- (二) ↓ プライバシーに関わる情報を扱う会議を除き、原則公開の諸会議
- (三) ↓ 佐井村情報公開条例
- (四) ↓ わがまちづくり委員会、地区懇談会、村民講座、むらづくりトーク

【情報の収集及び管理】

第二十三条 村は、むらづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるように統一された基準により整理し、保存しなければならない。

◆第二十三条は、情報の収集及び管理を定めています。

【考え方】

○その時々的情勢に応じた的確な情報収集はもろんのこと、村の将来を考え、村内での話題のみならず村外の話題なども広く積極的に収集し、常に社会経済情勢を広く捉える視点が必要となるという考え方を示すものです。

【趣旨】

○情報収集及び管理・保存をするための方針を定めています。

【用語の補足説明】

○「統一された基準」：佐井村文書取扱規程による行政文書の保存年限管理と「佐井村文書管理手引書」の厳格な運用を指します。

○「佐井村文書管理手引書」：平成十三年九月に策定されたもので、村が保有する行政文書情報

を一定のルールのもとに管理する手法です。

○「整理、保存」：文書取扱規程による行政文書の保存年限管理とファイリングシステムの運用による整理、保存をいいます。

○「ファイリングシステム」：文書の私物化排除、即時検索性や他者検索性の向上を柱に、行政が保有する文書情報を一定のルールのもとに管理する手法をいいます。

【個人情報の保護】

第二十四条 村は、個人の権利及び利害が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

◆第二十四条は、個人情報の保護を定めています。

【考え方】

○個人情報を取り扱う村民（事業者等も含む。）に対し、個人情報保護の推進のため、啓発等の必要な措置を講じるよう村の努力義務を定め、民間の事業者等が保有する個人情報の保護に関する村の基本的な考え方を示すものです。

【趣旨】

○村民の基本的な人権の擁護や公正で開かれた行政運営推進のため、執行機関は、保有する個人情報の保護に努めることを定めています。

○個人情報の保護に関し、より詳細な規定は「佐井村個人情報保護条例」に委ねます。

【用語の補足説明】

○「佐井村個人情報保護条例」：平成十九年三月佐井村条例第八号により制定されたものであり、本条例は、個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、村の機関が保有する個人情報の取扱いについてのルールを定めたものです。更に、村の機関に対して自分の個人情報の開示、訂正、利用停止が請求できるなど、個人情報の取扱いに関して、本人が関与できるしくみを設けています。

防犯灯が贈呈されました

12月5日(水)、東北電力株式会社むつ営業所から、防犯灯4基が贈呈されました。村内の必要箇所に設置していきたいと思っております。ありがとうございました。



納税功労者感謝状受賞

この度、平成19年度県税納税表彰式が下北地域県民局で行われ、糠森納税組合長の宮川尚さんの下北県民局長より感謝状が贈られました。

この表彰は、市町村納税業務の向上発展に尽くし、その功績のあった方々を対象とするもので、宮川氏は平成4年より糠森納税貯蓄組合長として、納税思想の普及、高揚に努めるなど連合会の充実、強化に尽力されたことが認められたものです。



秋の叙勲・褒章 受章おめでとうございます

松谷侃治さんに「藍綬褒章」

平成19年秋の叙勲・褒章において、松谷侃治さんがこの度、藍綬褒章を受章されました。



松谷さんは、昭和58年12月に選挙管理委員会委員に就任以来、連続6期24年の長きにわたり、民主政治の運営・発展に尽力され、その功績が認められたものです。

松谷侃治さん (66歳) ◎主な経歴

- ◆佐井村選挙管理委員会委員 (6期24年)
- ◆佐井村選挙管理委員会委員長 (3期12年)

松沢勝雄さんに「旭日単光章」

この度、元佐井村議会議員の松沢勝雄さんが高齢者叙勲(旭日単光章)を受章されました。

松沢さんは、村議会議員として昭和42年4月に初当選以来、連続6期24年の長きにわたり村政の振興発展に尽力され、その功績が認められたもので、11月26日に村長から勲記、勲章が伝達されました。



松沢勝雄さん (88歳) ◎主な経歴

- ◆佐井村議会議員 (6期24年)
- ◆佐井村議会議員副議長 (3月)
- ◆佐井村農業委員 (議会推薦6期)

福浦小・中学校防犯教室

12月7日(金)に佐井駐在所の小笠原所長を迎え、ブルーアップ作戦や110番の電話のかけ方、声かけや不審者に遭遇したときの対処方法などを具体的に教えていただきました。子どもたちは真剣に話を聞き、普段から防犯の意識を持つとするとする気持ちをさらに高めました。



ジュニアオリンピック大会がんばりました！

10月26日～28日に神奈川県横浜市の日産スタジアムで行われたジュニアオリンピック大会に5名の生徒が出場しました。その結果をお知らせします。

【佐井中学校】

- 津田 智博 走高跳 1 m80 全国18位
- 奥本 勇樹 走幅跳 4 m80 全国36位
- 布施 勇氣 200m 準決勝23秒45 6位

【牛滝中学校】

- 中西 一真 砲丸投 11m58 全国29位
- 坂井 祥 円盤投 25m82 全国18位



小学生学年別卓球大会

11月17日(土)にむつ市民体育館で標記の大会が行われました。参加した佐井小学校の選手は日頃の練習の成果を発揮し、下記の通り優秀な成績をおさめました。

〔団体戦〕 第2位 佐井小学校

(佐藤 真也・中村 優樹・奥本 翔・内田 靖崇・佐藤 祐希)

〔4年生の部 4年生以下含む〕

第1位 竹内 佑 (1年)

第3位 佐藤 雅希 (3年)

〔5年生の部〕 第3位 中村 優樹

〔6年生の部〕 第2位 佐藤 祐希



感動を与えた演奏会

11月25日(日)、アルサスで佐井中吹奏楽部定期演奏会が行われました。多くの方がエリック宮城(ミヤシロ)さんと吹奏楽部の奏でるコンサートの熱い音を聴きに来てくれました。

エリックさんは全世界をその活動の拠点としているご高名な方で、佐井中学校生徒は夢のようなコンサートを実現させました。

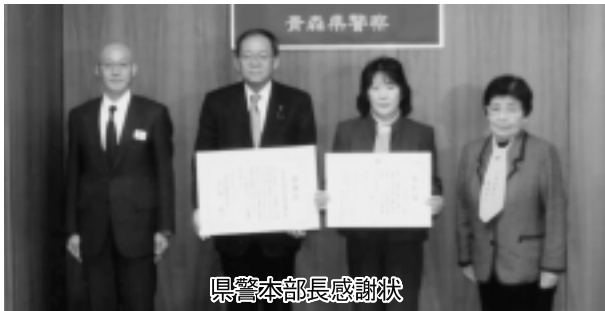


エリック宮城さん

交通死亡事故ゼロ10年を達成



知事表彰

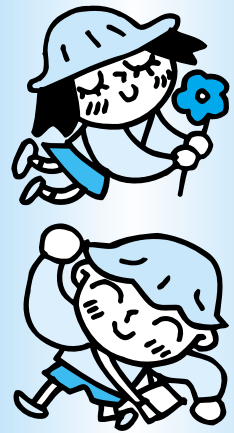


県警本部長感謝状

当村は、平成十九年十二月六日をもって、交通死亡事故ゼロ十年を達成したことにより、十二月十日（月）、青森県庁で知事表彰及び青森県警本部で県警本部長感謝状の贈呈が行われました。

今後も、死亡事故ゼロ継続に向けて、特に高齢者や子どもたちの交通事故防止や、早め点灯の呼びかけ等に取り組んでいきたいと考えています。

交母だより



佐井村交通安全母の会

みんなで続けていこう！
交通死亡事故ゼロ
次の目標は4,000日

記録
3,679日
(1/1現在)

早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！

1月の早め点灯時刻は **午後3時30分** です。

こちら佐井駐在所

☎**2218**

1月10日は『110番の日』

警察では、毎年1月10日を「110番の日」と定め、イベント等を通じて県民のみなさんに、




- ・「110番制度」の仕組み
- ・「110番」の正しい利用方法
- ・携帯電話から通報する場合の注意事項

などをお知らせし、「110番」の正しい利用を呼びかけています。

携帯電話やPHSから110番通報する場合

- ・現場を離れない
(現場の状況、場所を詳しく説明できる)
- ・移動しながら話さない
(電波状態により途中で切れてしまう)
- ・通報後は電源を切らない
(警察から電話をかけなおすことがある)

110番のための6つのポイント

1. 何があったか 
2. どこで (場) 
3. いつ 
4. 犯人は 
5. どんな状況か 
6. 住所と名前、電話番号 

駐在日誌 ～管内事件・事故発生状況～

11月 【物損事故】 1件 (大佐井地区) 【事件】 0件

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

保健師だより

赤ちゃんとおふれあい体験

小学生・中学生のみなさん、赤ちゃんとおふれあう機会がありますか？

出生率の低下により、少子化、核家族化が進む中、乳幼児と接する機会が少なくなっています。村では、かわいい赤ちゃんの様子とやさしいお母さんの姿に触れ合う学習会を毎年佐井小学校4年生を対象に実施しています。今年度は11月27日に行いました。

最初は、お互いに譲り合い、赤ちゃんを抱っこするのも遠慮していましたが、お母さん達から抱き方やおむつ交換の仕方等を教わりながら、恐る恐る臨んでいました。最後には赤ちゃんの抱っこ待ちの順番ができるほどでした。



ふれあい体験学習の前日、沐浴人形で抱っこの仕方や着替えのさせ方を練習しました。



弟、妹のお世話をしたことがあるお兄ちゃん、お姉ちゃんは、さすがに上手にお世話をしていました。赤ちゃんも気持ちよさそうです。



赤ちゃんを抱っこしながら、未来の自分の姿を思い浮かべているのかな？赤ちゃんもマイペースで楽しんでいるようでした。

～子どもたちの感想～

- *赤ちゃんとおふれあいで遊んで楽しかったです。人形より重くてかわいかったです。
- *赤ちゃんおふれあい体験で、赤ちゃんを抱いたり身長や体重を量ってすごくうれしかったです。でも抱いたら泣いて、おもちゃとかやったら泣きやんでおもしろかったです。赤ちゃんは夜8時に寝て、3時にミルクを飲んで7時に起きるので、睡眠時間が長いなあと思いました。すごく勉強になりました。お母さんの大変さがわかりました。
- *抱っこしてあげるのは難しいなと思いました。どうしてかという、抱っこしていたら泣いてしまったからです。また、赤ちゃんおふれあい体験があったら泣かせないようにしたいです。一緒に遊んだ時は、すごく楽しかったです。服を着せたら難しかったです。なぜかというところのボタンがわからなかったからです。ボタンがいっぱいあったので、戸惑いました。



2歳6ヶ月見歯科検診

おむつを脱いで



瀬原 雅ちゃん (大佐井)

ハジメ顔



歯科だより

佐井村よい歯の 児童生徒審査会

12月1日（土）、アルサスにおいて『よい歯の児童生徒の審査会表彰式』が行われました。歯科保健についての関心を高めようとするを目的とし、毎年行われていますが、今年度は「あおもり食育宣伝隊」の方を講師にお迎えし、「五感を働かせよう、食事のバランスについて」の研修会も行われました。審査会受賞者は以下の方々です。

【最優秀賞】佐井中学校 2年 坂田静里奈さん

【優秀賞】佐井小学校 3年 中村樹美佳さん

佐井小学校 6年 宮川 優梨さん

佐井中学校 3年 内田 信明くん

【優良賞】佐井小学校 1年 竹内 佑くん

宮川恵梨加さん

佐井小学校 2年 宮木 詩織さん

佐井小学校 3年 船越 一輝くん

竹内 彩香さん

佐井小学校 4年 岩清水翔平くん

佐井小学校 5年 菊池 佳歩さん

佐井小学校 6年 畠中 隆二くん

島野 真由さん

牛滝中学校 1年 坂井 聖くん

福浦中学校 3年 山本 悠太くん

佐井中学校 1年 岩清水亮喬くん

佐井中学校 3年 小笠原拓也くん

【学校推薦賞】佐井小学校 1年 船越まりあさん

3年 西谷 真奈さん

5年 佐々木千佳さん

牛滝中学校 3年 船越 隼斗くん

福浦中学校 3年 越膳さやかさん

佐井中学校 3年 東出 崇志くん

和田 駿太くん

【3歳児受賞者】古佐井地区

田畑 空くん

樋口 美穂さん

中村 海碧くん

福浦地区 田中 優輝くん

牛滝地区 長谷川航太くん



坂田静里奈さん



宮川優梨さん

奥本玲依来さん 佐藤李々華さん

岩清水千文さん 宮川日向子さん

吉田 脩道くん 舘脇 基勝くん

石塚 迪崇くん

宮木 美空さん 佐藤 朱華さん

石塚 了崇くん 田中 佳子さん

後藤 千紗さん 東出 瑞穂さん

金澤真太郎くん 佐藤 僚太くん

津田 智博くん 畠中 圭亮くん

2年 木部 一朝くん

4年 加藤 愛里さん

6年 舘脇 勇助くん



松本 雄介くん 万谷 一平くん

石戸 由紀さん

仁木 洋輔くん

宮川萌々子さん



お知らせ

1月から毎月、診療所歯科前に『歯と口に関するクイズ』を掲示します。クイズの正解者の中から抽選で3名に景品をさしあげます。どしどしご応募ください。

アルサス活性化協議会からのお知らせ



新春ゲートボール大会開催

参加チーム
大募集!

と き 平成20年 1月12日(土)

と ころ アルサスしおさいホール

募集資格 村内在住の方であれば、どなたでもOKです。

※詳しい問い合わせは、佐井定期観光(株)まで ☎0175-38-2255・0175-38-4525

アルサスイルミネーションは、1月6日(日)までとなっております。ご協力お願いいたします。

特別弔慰金の請求はお済みですか？

請求期限は、平成20年3月31日です。

この期限を過ぎますと、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

対象者 戦没者等の死亡当時の遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族のお1人に特別弔慰金が支給されます。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有してなかった方等は除きます。）
- 4 前記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 5 前記1から4以外の三等親内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります）

受付内容
請求窓口

額面40万円、10年償還の記名国債
住民福祉課住民係 担当：館脇

国民年金だより

青森社会保険事務局
むつ事務所 ☎22-2278

年金相談予約制について

県内の各社会保険事務所では、年金相談の際の待ち時間解消のため、予約制による年金相談を実施しております。12月から年金記録の確認のため「ねんきん特別便」が順次送付されており、各社会保険事務所の年金相談窓口は今後一層の混雑が予想されます。ぜひ、予約制をご利用ください。

●予約の申込み方法等

1. 年金相談のご予約は、1ヶ月前から電話でお受けいたします。「ご希望の日時」「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」をお伝えください。
2. 予約制の相談窓口には限りがありますので、他のお客様と重複する時は、日時についてご相談させていただきます。
3. 当日は予約時間までにお越しください。都合により来所できない場合は事前にご連絡をお願いします。前の方の相談が予定時間より長引いた場合は、お待たせすることがありますので、あらかじめご了承ください。
4. お越しの際は、年金手帳、年金証書、振込通知書など、ご本人であることを確認できるものをお持ちください。代理の方の場合は「委任状」が必要となります。

●予約受付及び相談実施日時

- ・月曜日（休日の場合は火曜日）…午前8時30分～午後7時
- ・火曜日から金曜日……………午前8時30分～午後5時15分
- ・毎月第2土曜日……………午前9時30分～午後4時

●予約申込電話番号 ☎23-7955

源泉徴収票が送付されます

国民年金・厚生年金・共済組合などの老齢年金や退職年金は、所得税法で「雑所得」とされ、所得税の課税対象となります。このうち国民年金、厚生年金に関する源泉徴収票は1月末頃までに社会保険庁から送付されます（障害年金や遺族年金を受給されている方へは非課税のため送付されません）。

複数の年金を受けていたり年金以外の所得のある方は、確定申告が必要となります。それ以外にも医療費等の控除を受ける方は、この源泉徴収票を税務署へ提出することになります。

※源泉徴収票の再発行に関しては『ねんきんダイヤル☎0570-05-1165』へもお問い合わせできます。

【お問い合わせ】 青森社会保険事務局 むつ事務所 ☎22-2278
住民福祉課 住民係 担当：木下

平成19年度国税（4期）の納期は、**1月31日（木）**です。忘れずに納入しましょう！

青森県産業別最低賃金が改正されました

『青森県産業別最低賃金』は、平成19年12月21日から、以下のとおり改正されました。

- ◆鉄鋼業／時間額 741円
- ◆電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業／時間額 681円
- ◆各種商品小売業／時間額 676円
- ◆自動車小売業／時間額 713円

なお、県内で働くすべての労働者に適用される『青森県最低賃金』は、平成19年10月31日から、時間額619円に改正されています。

詳細については青森労働局のホームページ (<http://www.aomori.plb.go.jp/>)でもご覧いただけます。

【お問合せ】 青森労働局賃金室 ☎017-734-4114
むつ労働基準監督署 ☎22-3136



電気料払い戻しを装いATM操作等を誘導した不審電話について～東北電力株式会社から～

12月10日までに、「電気料金の払い戻し」を装ったお客様への不審電話が青森市内で2件発生したことを確認いたしました。

当社では、電気料金の払い戻しの連絡を差し上げる際は、お客様にATM（現金自動預払機）の操作を依頼することはありません。

万一不審な電話がかかってきた場合は、安易にお客様の個人情報を教えず、一旦電話を切り、東北電力コールセンター（☎0120-175-466）までお問合せください。

なお、当社で確認した不審電話の内容は以下のとおりです。

- 電話で東北電力の社員であることをかたる。
- 「△△年間にわたり電気料金を過分に徴収したので、返金したい。」と理由をつけ、
 - ・「ATMの操作をしてほしい」
 - ・「口座番号を教えてほしい」と誘導



暴力団追放三ない運動推進中

- 1 暴力団を利用しない
「全てを金づるにする。」
それが暴力団の姿勢です。
- 2 暴力団に金を出さない
「金が腐れ縁の元。」
暴力団を支援・容認することになります。
- 3 暴力団を恐れない
恐れは「誤ったイメージから。」
恐れることは暴力団を助長させます。



【お問合せ】 (財)暴力追放青森県民会議 相談電話☎017-723-8930

県政モニターを募集します

県では、アンケートを通じて県民のみなさまから意見・要望などをお聞きし、施策の企画・立案の参考にするため県政モニターを募集します。

【応募資格】 県内にお住まいの満20歳以上の方
(議員、公務員、行政相談員、国や地方公共団体のモニターを務めている方や務めることになっている方、平成15年度以降に県政モニターを経験した方は除く。)

【募集人員】 100名程度

【期 間】 平成20年4月から2年間

【内 容】 アンケートに対する回答(年3回程度)

【応募方法】 必要事項を記入して、はがき又は電子メールでお申し込みください。

【必要事項】 〒住所、氏名(ふりがな)、性別、生年月日、職業、電話番号、応募理由、各種モニターの経験、携帯電話以外の電子メールアドレス(ある場合)
(ご応募の際にいただいた住所、氏名、電話番号等の個人情報については、県政モニターに関する事務以外の目的では利用しません。)

【応募締切】 平成20年1月31日(木)当日消印有効

【結果通知】 居住地域、年齢、職業などを勘案して決定し、平成20年3月末までに全員に通知します。

【その他】 1年ごとに記念品を贈呈します。

【お問合せ】 青森県企画政策部政策調整課広報広聴グループ県政モニター係

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

☎017-734-9138(直通) アドレス koho@pref.aomori.lg.jp

ちびっこ探検学校ヨロン島参加者募集

【日 時】 平成20年3月27日(木)～4月2日(水)6泊7日

【内 容】 海水浴・イカダ作り・イカダこぎ・文化体験・洞窟探検等

【場 所】 鹿児島県大島郡与論町

【説明会及び参加費】 下記にお問合せください。

【締 切 日】 平成20年3月7日(金)申込先着順

【お問合せ】 〒160-0004 東京都新宿区四谷2-11 大村ビル3階 (財)国際青少年研修協会

☎03-33359-8421 ホームページ <http://www.kskk.or.jp>

平成19年度「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」参加者募集

財団法人日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の平成19年度「追加事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から委託・補助を受け実施しており、先の大戦で父を亡くした戦没者の遺児を対象として、父の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としており、平成19年度実施地域のうち参加希望者が多く定員を上回った下記の計画概要2地域について追加事業として実施するものです。費用は、賛助金一律10万円(沖縄5万円)。

【お問合せ】 財団法人 日本遺族会 事業係 ☎03-3261-5521(内線3656)

社団法人 青森県遺族連合会 ☎017-722-4819

実施地域	実施時期	募集人員	申込締切
フィリピン(2次)	3月5日(水)～3月12日(水)	120人	1月20日
中 国(2次)	3月21日(金)～3月29日(土)	60人	1月30日

満1歳おめでとう!!



あけさと
木部 朱里ちゃん
(司さん・啓子さん 原 田)

戸籍の窓口

12月15日現在

◎お誕生日おめでとう

松村 桜花^{はな}ちゃん (利 道^{みち}さん) 原 田
竹内 里帆^{りほ}ちゃん (伸太郎^{のぶたろう}さん) 古佐井

◎ご結婚おめでとう

(泉 洋^{ひろ}さん 大間町
松谷 絵美^{えみ}さん 大佐井

◎おくやみ申し上げます

田中 なよ^{なよ}さん (孝 一^{たかひさ}さん) 福 浦
山本 まつ^{まつ}さん (秀 夫^{ひでお}さん) 古佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

無料相談会開催

1. 相談内容
相続登記
2. 相談期間
2月1日～2月29日
3. 相談場所
青森県内の各司法書士事務所
※事前に電話の上、来所願います。
4. 費用
無料

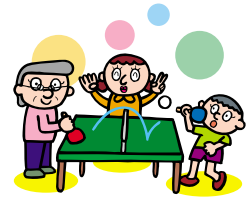


第31回佐井村ナイター卓球大会

～参加者募集～

- ◎日 時 2月1日(金)午後7時～
- ◎場 所 佐井小学校体育館
- ◎参加料 1チーム 3,000円
- ◎申込締切 1月18日(金)
- ◎申込・お問合せ

佐井村卓球協会事務局
担当：宮澤 ☎38-2111 (内線33)



文化財を火災から守ろう ～1月26日は『文化財防火デー』～

1月26日(土)は『文化財防火デー』です。
昭和24年のこの日は、世界的至宝で1,300年の歴史を持つ日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼失した日にあたります。

その後も文化財の焼失が相次いだことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図る事を目的として、昭和30年にこの日を『文化財防火デー』と定め、全国的に文化財防火運動を展開してきました。

私たちの住む佐井村にも貴重な文化財があります。
長福寺にある『十一面観音立像』もその一つです。
その貴重な文化財を後世に伝え、守っていく為には文化財の所有者、管理者だけで成し遂げられるものではなく、地域の住民や消防機関が、一体となって継続的に取り組む事が必要ですし、重要なのです。

消防分署・消防団合同の訓練を下記のとおり実施します。

- 日 時 1月27日(日)
8時30分～
- 場 所 長福寺境内

※訓練ではサイレンを使用しますので、火災と間違わないようお願いいたします。



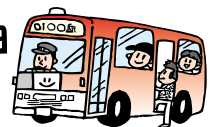
正月のふるさとバスを運行いたします。どうぞご利用ください。

■運行日・上京バス(上野方面)

◆平成20年1月3日・4日・5日 大畑19:00発
①注 1月3日は、正月ダイヤ運行のため佐井発17:10は運休となりますのでご注意ください。

■運行日・帰省バス(下北方面)

◆平成20年1月5日・6日・7日 大畑20:30着



お問い合わせは **下北交通株式会社**

本社 〒035-0041 青森県むつ市金曲1-8-12
☎(0175) 22-3221(代) FAX(0175) 23-4682